

2025 年度（ウズベキスタン国別）「人獣共通感染症の予防と診断能力を高めるための獣医療サービスの改善」研修委託契約業務概要

1. 研修コース概要

（１）研修コース名：2025 年度（ウズベキスタン国別）「人獣共通感染症の予防と診断能力を高めるための獣医療サービスの改善」コース

（２）技術研修期間（予定）：

来日研修：2026 年 1 月 13 日（火）～2026 年 1 月 23 日（金）

（３）研修員（予定）

1）定員：10 名

2）研修対象国：ウズベキスタン

3）研修対象組織・対象者：

- ・ 国の疾病診断方針検討に関わる行政官
- ・ 円借款事業対象となる動物疾病診断・食品安全性センターの所長またはそれに準ずる者
- ・ 円借款事業対象となる州レベル動物疾病診断・食品安全性センターの主任研究員またはそれに準ずる職位の者

（４）研修使用言語：ロシア語

（５）研修の背景・目的：

畜産の安定的発展には家畜の健康が前提であり、家畜感染症の予防及び拡大防止をはじめとする家畜衛生の強化には、公的機関による正確な家畜感染症診断のための検査が必要不可欠である。加えて、畜産物の安全性検査など、人間の健康を守るための対応を同時に向上させることも必要である。しかしながら、当国において感染症の分析及び食品安全性検査を行う動物疾病診断・食品安全性センターの機材の多くは旧ソ連時代の老朽化したものであり、家畜疾病の診断が正確かつ迅速に行えていない。

そのため、円借款事業では、畜産農家の資金及び畜産技術へのアクセスの改善を実施することで食料安全保障、産業振興並びに気候変動対策を推進することを目指しているところ、円借款付帯事業となる本研修では、国家レベルで家畜疾病診断制度設計やラボにおける診断技術の向上を図るものである。

（６）案件目標：

家畜疾病診断・食品安全性センターによるバイオセーフティとバイオセキュ

リティ、疾病対策のためのアクティブ／パッシブサーベイランスを改善するためのアクションプランを作成する。

(7) 単元目標（アウトプット）（予定）：

日本の家畜疾病診断に関する制度や体制を理解することで、ウズベキスタンの家畜疾病診断制度の在り方やラボが果たすべき役割、そしてそれを実現するために取り組むべき課題を理解する。

(8) 研修内容（予定）：

【事前活動】

ジョブレポートの作成

【本邦研修】

1. 日本畜産概論
2. 日本の獣医サービスと家畜衛生対策（全体像および日本における具体的な経験（口蹄疫対策、高原性鳥インフルエンザ対策、豚熱対策、アフリカ豚熱防疫、ブルセラ症抑制等を想定））
3. 海外病や新興・再興感染症に対する日本の取り組み
4. 家畜保健衛生所、NOSAI の役割（畜産農家に対する獣医サービスの実際）
5. ラボ運営：クオリティマネジメント、バイオセーフティーとバイオセキュリティ等
6. ウズベキスタンにおける家畜疾病診断体制やラボ機能における課題の整理とアクションプラン策定

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025 年 11 月 17 日（月）から 2026 年 3 月 31 日（火）

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

研修員が研修目標を達成するため、家畜疾病診断に係る講義・視察・実習等を行う。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配（講義・各種発表会等当日の諸準備を含む）
- 9) テキストやビデオ教材等の選定と準備（撮影・翻訳・編集・印刷業務含む）

- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 遠隔研修独特のシステム利活用
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構が指定する本分野の専門性を持つコースリーダーと良好な関係を築き、充実したカリキュラムの策定、実施に向けて取り組むことが求められる。
- (2) 当機構は、本研修コース実施にあたってロシア語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (3) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (4) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (5) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html